第七十六条第二項及び第三項	令第二十九条第二項	令第三十二条の規定により読み替えて適用する令第二十九条第二項
	住所地市町村長を	住所地区長及び住所地市町村長を
	住所地市町村長に	住所地区長及び住所地市町村長に

第三十四条から第四十一条までを削る。

第三十三条第一項中「第三十一条第一項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）」を「第六十一条第一項」に改め、「者（以下この条）の下に「及び第七十八条」を加え、同条第二項中「のいずれかに掲げる」を「に掲げるいずれかの」に、「都道府県知事に」を「機構に」に、「第十九条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同項第一号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）」を「個人番号カード」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第三項中「場合において」を「ときは」に、「記名及び押印」を「署名又は記名押印」に改め、「（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）」を削り、「都道府県知事に」を「機構に」に、「第十九条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同項第一号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）」を「個人番号カード」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条を第七十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　雑則

第三十二条第一項中「第二十九条第一項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）」を「第五十八条第一項」に改め、「者（以下この条）の下に「及び第七十八条」を加え、同条第二項中「のいずれかに掲げる」を「に掲げるいずれかの」に、「都道府県知事に」を「機構に」に、「第十六条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第一号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）」を「個人番号カード」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同項第二号中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第三項中「場合において」を「ときは」に、「記名及び押印」を「署名又は記名押印」に改め、「（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）」を削り、「都道府県知事に」を「機構に」に、「第十六条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第一号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）」を「個人番号カード」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条を第七十五条とする。

第三十一条を削る。

第三十条の二中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の三節及び章名を加える。

第二節　利用者証明認証業務

第一款　利用者証明用電子証明書

（電子利用者証明の基準）

第三十八条　法第二条第二項に規定する総務省令で定める基準は、電子利用者証明の安全性がほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解の有する困難性に基づくものであることとする。

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の対応）

第三十九条　法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

（利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項）

第四十条　令第十七条に規定する総務省令で定める事項は、申請の年月日とする。

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

一　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二　利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

2　住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

一　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二　利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

3　前二項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるものとする。

4　第一項及び第二項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条　法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。